

「第2次枕崎市男女共同参画プラン」 令和元年度実施状況報告書

令和3年3月
枕崎市企画調整課

【目次】

1. 第2次枕崎市男女共同参画プランについて・・・・・・・・・・	1
(1) 基本理念	
(2) 基本目標	
(3) 重点的に取り組むこと	
(4) 進行管理	
2. プランの推進体制について・・・・・・・・・・	2
3. プランの事業実績に対する評価について・・・・・・・・・・	2
(1) 評価の流れ・評価方法	
4. 評価結果・・・・・・・・・・	7
(1) 「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度及び評価	
(2) 「重点的に取り組むこと」ごとの各調査結果	
1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	
2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	
3 男女共同参画の推進を担う人材の育成	
4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	
5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備	
6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	
7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	
8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	
9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	
10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に 向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	
11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	
5. 参考資料・・・・・・・・・・	37
(1) 枕崎市男女共同参画推進委員会設置規程	
(2) 枕崎市男女共同参画推進懇話会設置要綱	

1. 第2次枕崎市男女共同参画プランについて

枕崎市では、平成14年度に「枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、性別による固定的な役割分担意識や根強い慣習等をなくし、女性も男性も個人として尊重され、その能力を十分に発揮し、積極的に社会参加できる社会の実現に向けた取組を進めてきました。

この取組を更に前進させるため、平成24年3月には「第2次枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現のための取組を進めているところです。

「男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の『男女共同参画社会』の実現」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ、重点的に取り組むこととして11の項目に基づく各事業を実施しています。

(1) 基本理念

男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の「男女共同参画社会」の実現

(2) 基本目標

- ・ 男女共同参画社会についての理解の浸透
- ・ 男女の人権の尊重を基盤に多様な生き方を支える環境づくり
- ・ 男女共同参画の視点に立った地域づくりに関わる推進体制の整備

(3) 重点的に取り組むこと

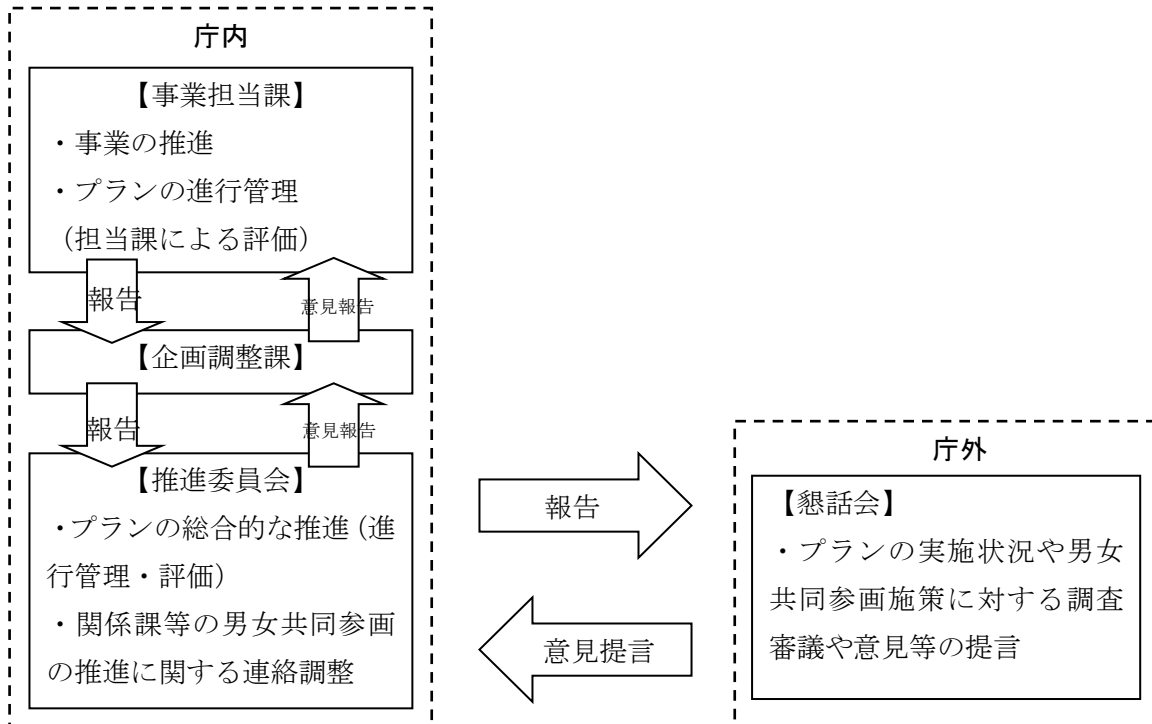
- 1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実
- 2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透
- 3 男女共同参画の推進を担う人材の育成
- 4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し
- 5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
- 6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援
- 7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備
- 8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
- 9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践
に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり
- 11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

(4) 進行管理

「第2次枕崎市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）」の計画期間は平成24年度から令和3年度までの10年間となっています。

プランの進行管理をするため、実施状況の把握を年次ごとに行い、庁内の関係課長級を委員として構成される「枕崎市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）」や庁外の方で組織される「枕崎市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置し、男女共同参画事業の実施状況の評価を行っています。

2. プランの推進体制について



3. プランの事業実績に対する評価について

(1) 評価の流れ・評価方法

① 一次評価 (担当課)

担当課が前年度に行った事業を自己評価したものです。

実施事業について、男女共同参画社会の形成を促進する観点からみた事業効果や課題等について「事業評価シート」により評価を行っています。

担当課の入力項目は、塗りつぶされている部分です。

- ・担当係, 担当者氏名, 内線
- ・対象事業名, 実施した内容 (実績)
- ・担当課評価 (1) 事業の企画や実施にあたり配慮した項目
- ・担当課評価 (2) 事業の実施過程での男女共同参画の視点に立った取組状況や事業効果・課題

評価対象の事業は49事業 (※複数の課が担当となっている事業もある), 担当課等は11課等となっています。

(ア) 事業評価シート

調査年度 対象年度	令和 ○○ 年度 令和 △△ 年度	担当課 担当者氏名	企画調整課 枕崎 太郎	担当係 内線	政策推進係 219	
プランでの位置づけ	重点的に取り組むこと	1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実 3 男女共同参画の推進を担う人材の育成				
実施事業	No. 1 男女共同参画に関する研修会の実施					
男女共同参画の視点に 立った事業の必要性	男女共同参画社会の形成に向けては、市民一人ひとりが男女共同参画社会について「正しい」理解を深める必要がある。 学習内容によっては一人ひとりの男女共同参画意識に影響を及ぼす場合もあるので、学習内容の企画にあたっては、 男女共同参画社会基本法の基本理念(※1) を踏まえた上で、固定的性別役割分担意識を助長するものではないか、画一的な家族像等により「あるべき姿」を無意識に強調するものではないか等に配慮する。 特に、本市においても男女共同参画社会の形成に向けての大きな阻害要因となっている「固定的性別役割分担意識」の解消に向けて、市民一人ひとりの主体的な取組への意識が高められるよう研究する。 学習機会の提供(実施)にあたっては、これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習に参加する機会が少なかった男性や若年層の参加促進に努めるとともに、子育て期にある人や障害のある人など、多様な立場にある人が参加しやすい配慮を行い、参加機会の不平等がないよう配慮する。 また、市におけるあらゆる施策の推進が、男女共同参画社会の形成の促進につながるよう、男女共同参画についての全庁的な理解の共有と職員一人ひとりの男女共同参画の意識の 涵養(※2) を図る職員研修を実施する必要がある。					
対象事業名	・男女共同参画研修会の開催					
実施した内容(実績)	【男女共同参画研修会】(職員研修) ・日時: 令和△年□月×日(火) 午前と午後の2回開催 ・参加者: 53名(男性37名, 女性16名) ・内容: これまでの私を振り返るつぶやきワークショップ ・講師: 枕崎 花子さん(オフィス枕崎) 【男女共同参画フォーラム】 ・令和△△年度は、県のアドバイザー派遣事業と調整がつかず開催なし					
担当課評価(1) 事業の企画や実施にあたり配慮した項目についてそれぞれ記入してください。 ※ ○: (配慮した), ×: (配慮しなかった), —: (該当しない)						
○	①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。					
○	②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。					
○	③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。					
○	④教育・学習・人材育成に関わる事業(研修等)において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。					
○	⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業(研修等)の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。					
○	⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握(アンケート)等を行った。					
○	⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題(DV, セクシュアル・ハラスメント, リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(※3) など)、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。					
○	⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。					
○ (配慮した)	8	×	0	— (該当しない)	0	配慮度 100.0%
担当課評価(2) 事業の実施過程での男女共同参画の視点に立った取組状況や事業効果・課題について記入してください。						
・職員研修を午前と午後の2回開催することで、より多くの職員が参加できた。過去の研修会参加状況を知らせることで未受講者の参加へつながった。今後も参加しやすい環境を作ることで、より多くの職員が参加できるようにしたい。						

(イ) 配慮項目

事業の企画や実施にあたっての配慮項目は下記の①～⑧のとおり設定しています。

① 事業企画時の内容への配慮

事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定概念が反映されないよう注意を払った。

② 家族形態・生活形態の多様化への配慮

事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。

③ 事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮

事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。

④ 男女共同参画を直接的なテーマとする研修内容

教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。

⑤ 研修内容への配慮

教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。

⑥ アンケート等による男女別データの現状把握

実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。

⑦ 資料作成・広報時の表現への配慮

事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するとき、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※など）、男女の人権の尊重に抵触しないか、その表現についての注意を払った。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利。

平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された考え方で、今日、女性の人権の重要な1つとして認識されている。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題などがある。

⑧ 事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況

事業年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。

(ウ) 配慮度 (%)

① 担当課評価

配慮項目①～⑧について「○：配慮した」、「×：配慮しなかった」、「－：該当しない」で評価しています。

担当課が入力した配慮項目の評価をもとに、配慮度 (%) が自動算出されます。

配慮度は「－：該当しない」項目を除いたもののうち、「○：配慮した」項目の割合によって算出されます。

② 二次評価

それぞれの事業の配慮度に応じて「A～D」、「未実施」、「－（評価できない）」の6段階の評価を行っています。

配慮度（配慮できた割合）	評価
75%以上	A
50%以上75%未満	B
25%以上50%未満	C
25%未満	D
実施していない場合	未実施
該当事業がない場合	－（評価できない）

③ 三次評価（推進委員会への報告）

プランの「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度を算出し、それに基づき「A～D」の4段階で評価しています。

配慮度（配慮できた割合）	評価
75%以上	A
50%以上75%未満	B
25%以上50%未満	C
25%未満	D

また、事業実績について、プランの「重点的に取り組むこと」ごとに進捗状況进行评估しています。

取りまとめたプランの進捗状況は推進委員会へ報告します。推進委員会は、副市長を委員長とし、関係課長等で構成されています。

④ 懇話会による評価（外部評価）

プランの進捗状況の庁内評価（内部評価）について、多角的な視点を高めるため、市民で構成する懇話会に報告し、意見等をいただいています。

懇話会は、学識経験者1名、市内の団体・事業所の代表者6名、一般公募5名の計12名による委員で構成されています。

⑤ 担当課へのフィードバック・公表

懇話会の意見を付して、推進委員会から事業担当課へフィードバックし、見直し・改善を指示します。

また、事業実施状況に懇話会の意見を付して、市のホームページで公表します。

4. 評価結果

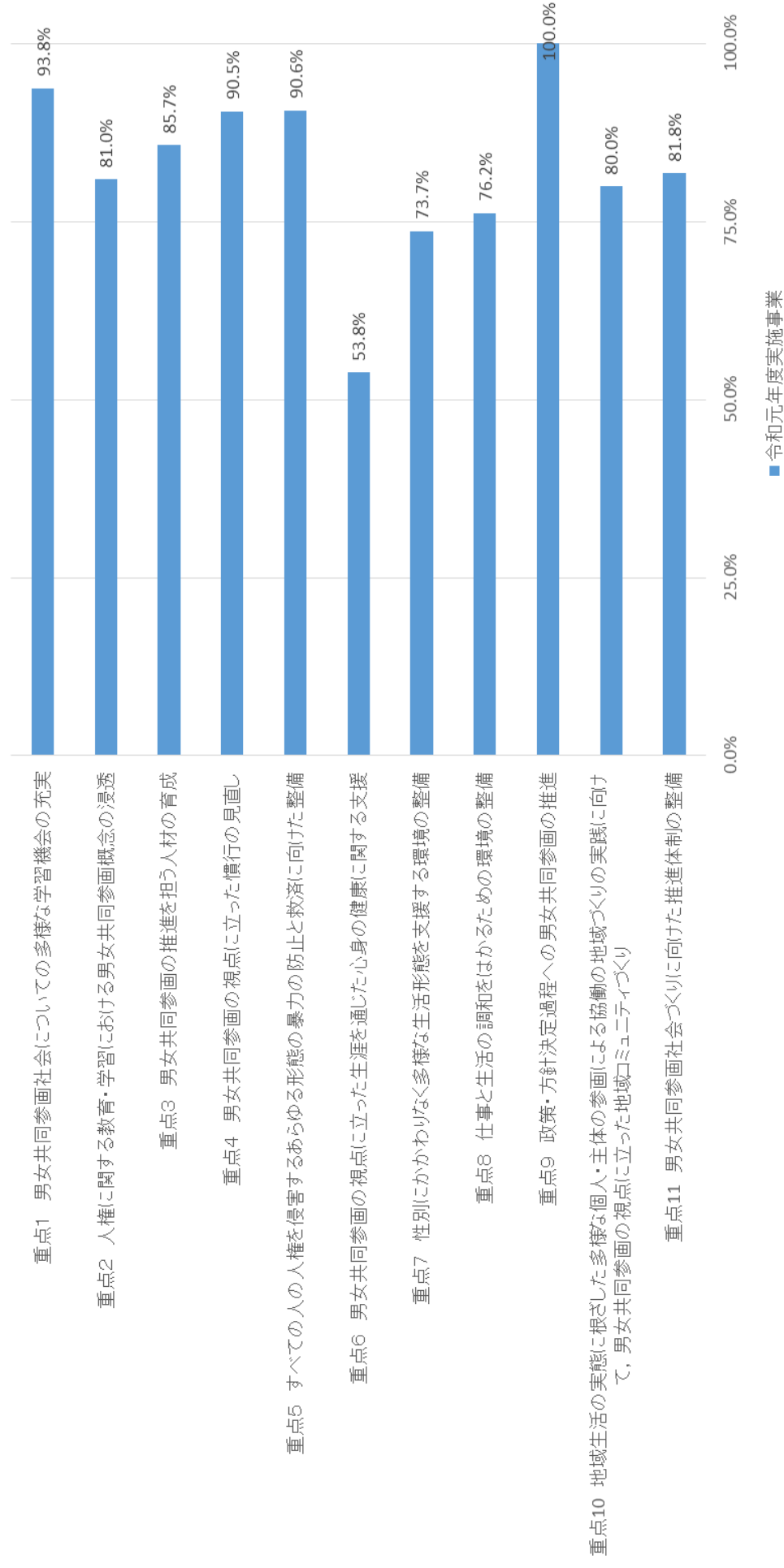
(1) 「重点的に取り組むこと」ごとの配慮度及び評価

重点的に取り組むこと		配慮度	評価
重点 1	男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	93.8%	A
重点 2	人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	81.0%	A
重点 3	男女共同参画の推進を担う人材の育成	85.7%	A
重点 4	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	90.5%	A
重点 5	すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた整備	90.6%	A
重点 6	男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	53.8%	B
重点 7	性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	73.7%	B
重点 8	仕事と生活の調和をはかるための環境の整備	76.2%	A
重点 9	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	100%	A
重点 10	地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	80.0%	A
重点 11	男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	81.8%	A

【参考：配慮度の高い順に並び替えたもの】

重点的に取り組むこと			配慮度
1	重点 9	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	A
2	重点 1	男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	A
3	重点 5	すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた整備	A
4	重点 4	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	A
5	重点 3	男女共同参画の推進を担う人材の育成	A
6	重点 11	男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	A
7	重点 2	人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	A
8	重点 10	地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	A
9	重点 8	仕事と生活の調和をはかるための環境の整備	A
10	重点 7	性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	B
11	重点 6	男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	B

「重点的に取り組むこと」ごとの男女共同参画の視点の配慮度 (重点取り組みごと)



(2) 「重点的に取り組むこと」ごとの各調査結果

【重点的に取り組むこと1】男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
1	男女共同参画に関する研修会の実施	・男女共同参画研修会の開催 ・男女共同参画フォーラムの開催	企画調整課	100.0%	A	A
		・市人権問題啓発研修会の開催	生涯学習課	87.5%	A	
3	教育現場における社会福祉教育の充実	・ボランティア体験学習 ・社会福祉についての学習 ・職場体験学習 等	学校教育課	—	—	
				※各学校での取組のため、担当課評価はできない。		
重点的に取り組むこと1・配慮度				93.8%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：2事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	2	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	2	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	2	0	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	1	0
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	0
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	2	0	0
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	2	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	2	0	0
重点的に取り組むこと1・配慮項目	15	1	0
重点的に取り組むこと1・配慮度（15/16）	93.8%		A

③ 主な取組状況

- ・ 男女共同参画研修会（23 名参加）は、県の委託事業を活用して 20 代 30 代を対象にデートDV 防止セミナーを行った。
- ・ 男女共同参画講演会（73 名参加）は市民協働の講演会と同時に行い、子育て世代の参加促進のため託児所を設置したが、利用申請はなかった。
- ・ 人権問題啓発研修会は、女性差別・性的マイノリティーを含む研修内容で実施した。できるだけ多くの方が参加し、学んでもらえるよう、昨年度に引き続き午前と午後の 2 回開催とした。今後も、より幅広い市民が学び、実践につながる機会となるよう運営の工夫を行っていききたい。
- ・ 教育現場における社会福祉教育の充実については、各学校で体験学習を行っており担当課での評価はできないが、取組状況については把握している。

④ 【重点的に取り組むこと 1】の進捗状況

人権問題啓発研修会では、男女共同参画を直接的なテーマとする内容ではなかったが、全体的にみると、事業の企画・実施にあたっての配慮度は 93.8% と高い。

男女共同参画社会の形成に向けては市民一人ひとりが男女共同参画社会についての正しい理解を深める必要がある。本市においても男女共同参画社会の形成に向けての大きな阻害要因となっている性別による固定観念の解消に向けて、市民一人ひとり主体的な取組への意識が高められるよう研究するとともに、これまで男女共同参画についての研修会に参加する機会の少なかった方の参加促進のため必要がある。

⑤ 外部評価（懇話会）

- ・ 教育現場における社会福祉教育の充実に関して学校教育課としての事業はないが、各学校で取り組んでいるのであれば、各学校ごとにどんな取組を実施したのか示してほしい。また、今後担当課として該当する事業を実施する可能性にもコメントしてほしい。
- ・ 講演会等をもっと増やして、皆ができるだけ参加できる環境を作してほしい。
- ・ 配慮度は 93.8% と高い評価であり、学習の機会は充実していると思われる。今後も継続し、内容を今以上に魅力あるものにしてほしい。

【重点的に取り組むこと2】人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
4	人権の尊重に関する情報提供と意識の浸透	・特設人権相談所開設 ・広報紙・ホームページによる広報・啓発	総務課	100.0%	A	
6	学校における男女共同参画社会に関する教育の推進	・人権同和教育に関する教職員研修 ・人権教育啓発パンフレットの活用 ・人権に関するポスター, 標語, 作文コンテストへの応募等 (各学校での取組)	学校教育課	—	—	
				※各学校での取組のため、担当課では評価できない。		
7	幼稚園・保育園における人権教育への男女共同参画の視点の導入	・男女共同参画研修会への参加 ・鹿児島県等が実施する研修会の周知 ・関係文書の周知による啓発	福祉課	66.7%	B	B
		男女共同参画の視点を持ったビデオ・DVD等の整備及び貸し出し	企画調整課	75.0%	A	
重点的に取り組むこと2・配慮度				81.0%	A	

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
5	性の尊重に関する情報提供と意識の浸透	該当事業なし	総務課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	2	0	1
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	2	1	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	1	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	1	2	0

⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	3	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	3	0	0
重点的に取り組むこと2・配慮項目	17	4	3
重点的に取り組むこと2・配慮度（17/21）	81.0%		A

④ 主な取組状況

- ・ 特設人権相談所開設（年6回）は、広報紙への掲載や防災行政無線を活用した放送を行い、広く市民への周知を行った。
- ・ 人権週間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間、「女性の人権ホットライン」強化週間等について、広報紙やホームページで周知を行った。また、人権週間においては市役所正面玄関に人権週間コーナーを設置し啓発を行った。
- ・ 男女共同参画の視点を持ったビデオ・DVDのリストを平成26年度に作成して以降、新たなビデオ・DVD等は整備されていない。視聴覚ライブラリーとも連携して活用を促していくことが必要である。

⑤ 【重点的に取り組むこと2】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は81.0%となっている。

配慮項目別にみると、⑥アンケート等による男女別の現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

人権意識の形成において地域社会が与える影響は大きく、地域におけるあらゆる活動において性別により差別的に取り扱われる制度又は慣行を廃止するよう取り組むことが求められる。

また、教育に携わる人の男女共同参画意識は、子どもたちをはじめとする教育を受けている人の意識に大きく影響を及ぼすことから、教育関係者が男女共同参画を正しく理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育が推進されるように、研修の機会と内容の充実を図っていく必要がある。

市全体で男女共同参画社会の形成を促進させるためには、教育・学習の機会を増やすことが重要であるとともに、これまで行われてきた様々な人権に関する教育・学習に携わるあらゆる主体に、男女共同参画概念を浸透させるための取組を推進していく必要がある。

⑥ 外部評価（懇話会）

- ・ 学校における男女共同参画社会に関する教育の推進に関して各学校での取組事業であるから、各学校でどんな対象事業を実施したのか把握して例示してほしい。担当課の対象事業でないから評価できないということではなく、今後の取組への見通し、可能性にもふれてコメントしてほしい。
- ・ 教育現場でも取組ができてきたと感じる。
- ・ そもそも重点に記載されている概念が、住民にどれほど周知されているかを現状把握することが、取り組むうえでの基本になると思う。そのために定期的なアンケートは必須だと思う。

【重点的に取り組むこと3】男女共同参画の推進を担う人材の育成

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
8	人権問題に対する指導者養成の研修	・社会教育学級による啓発 ・市内保育園職員研修会の開催	生涯学習課	85.7%	A	
9	外国人に対するボランティアの育成	外国語ボランティア登録制度	企画調整課	50.0%	B	
10	女性リーダーの育成	・男女共同参画研修会の開催 ・男女共同参画フォーラムの開催 ・県男女共同参画地域推進員の養成 ・まくらざきハーモニーネットワーク委員会の活動支援	企画調整課	100.0%	A	A
		・青少年講座 ・地域づくり成人講座 ・長期公民館講座 ・短期公民館講座 ・リクエスト講座	生涯学習課	62.5%	B	
1	男女共同参画に関する研修会の実施	・男女共同参画研修会の開催 ・男女共同参画フォーラムの開催	企画調整課	100.0%	A	A
		・市人権問題啓発研修会の開催	生涯学習課	87.5%	A	
重点的に取り組むこと3・配慮度				85.7%	A	

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
9	外国人に対するボランティアの育成	該当事業なし	生涯学習課	—	—
46	県地域推進員との連携	該当事業なし	企画調整課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：6事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	5	0	1
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	5	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう	4	1	1

う、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。			
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	2	3	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	5	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	5	0	1
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	6	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	4	2	0
重点的に取り組むこと 3・配慮項目	36	6	6
重点的に取り組むこと 3・配慮度（36/42）	85.7%		A

④ 主な取組状況

- ・ 社会教育学級では年 1 回人権にかかわる講座を開催している。その講座を運営する学校主事に対して、研修の内容や方法について学ぶ機会を設けた。
- ・ 保育園職員の研修では、多様な人権課題に職員としてどのように関わっていくかの研修も行った。参加者が、様々な場面で指導的な立場で活動できるよう研修内容の工夫を行っていきたい。
- ・ 外国語ボランティア登録制度は実際に派遣要望があった際に国籍や性別等に関係なく柔軟に対応できるかが課題としてあげられるが、近年派遣実績がなく、課題を把握できていない。
- ・ 県男女共同参画基礎講座を受講した方を新たに県男女共同参画地域推進員に委嘱することができた。今後も引き続き各種研修会等への参加する機会を広く確保し、人材育成に努めたい。
- ・ 以前は囲碁や将棋など男性の参加が多い講座が主流だったが、近年は女性が 1 人でも気軽に参加できるような講座（フラワーアレンジメント講座、絵手紙講座、音楽講座、料理講座、手芸講座、韓国語講座、太極拳講座等）を開講している。
また、講師を女性の方に依頼することで、女性の受講生が増加した。講座終了後は趣味特技指導ボランティアなどを通じて、女性リーダーの活躍に繋げていければよいと思う。
- ・ 県地域推進員との連携においては、市が主催する講演会や県が主催する研修会へ参加してもらい、男女共同参画への理解を深めていただいた。

⑤ 【重点的に取り組むこと３】の進捗状況

事業の企画実施にあたっての配慮度は85.7%となっている。

配慮項目別にみると、④研修テーマ、⑧担当者の男女共同参画に関する研修の参加状況について、取組の強化を要する事業がある。

また、外国人に対するボランティアの育成と県地域推進員との連携については、該当事業なしとなっており、具体的な働きかけができていない状況である。

男女共同参画に関する理解を市の隅々まで広めるために、家庭・地域・職場・学校などのあらゆる分野における活動に参画する機会を確保し、男女共同参画の推進を担う人材の養成・確保を継続して実施していく必要がある。

⑥ 外部評価（懇話会）

- ・ 人材の見つけ方が課題だと思う。
- ・ （コロナ禍での）研修や講座等は、大人数での参加がなかなか難しくなってくる現状だが、工夫しながら少人数でも人材の育成を進め続けることが大切だと考える。

【重点的に取り組むこと 4】男女共同参画の視点に立った慣行の見直し

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
11	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しのための意識啓発	・男女共同参画研修会の開催 ・男女共同参画フォーラム ・広報紙での男女共同参画に関する連載	企画調整課	100.0%	A	A
		・地区社会教育委員研修会	生涯学習課	87.5%	A	
12	職場における差別的慣行・制度について改善するための啓発	・リーフレットによる広報・啓発	水産商工課	80.0%	A	
重点的に取り組むこと 4・配慮度				90.5%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	3	0	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	1	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	2	0	1
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	3	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	2	1	0
重点的に取り組むこと 4・配慮項目	19	2	3
重点的に取り組むこと 4・配慮度（19/21）	90.5%		A

③ 主な取組状況

- ・ 男女共同参画フォーラム（73名参加）は、市民協働の講演会と併せて開催したため、自治公民館長など幅広い方に聴講してもらうことができた。若い世代や男性の参加者が少ないので、今後も広報や開催環境等の工夫が必要だと思われる。
- ・ 広報紙やホームページで国や県の事業について周知を行った。今後は、市独自の記事等や男女共同参画に関する特集記事等も掲載するなどして意識啓発に努めたい。
- ・ 地区社会教育委員研修会は、講師による講演が中心だったが、具体的な事例を通して性的マイノリティや女性差別について学ぶことができた。
- ・ 厚生労働省や労働局が作成するリーフレット等を活用し、市民ホールや水産センターに常備し啓発を行った。今後さらに広報・啓発に努める。

④ 【重点的に取り組むこと4】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は95.0%と高い。

配慮項目別にみると④研修テーマについて、取組の強化を要する事業がある。

社会制度や慣行はそれぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものである。しかし、これらの慣行等が結果的に男女に中立に機能しない場合や性別にかかわらず多様な生き方の選択を阻む要因となり得ることがある。今後も講演会の開催や市民・企業へリーフレット等を活用することで継続した意識啓発や働きかけを行うなど、さらに取組の強化を図っていく必要がある。

⑤ 外部評価（懇話会）

- ・ 近年は性的マイノリティへの認知度も高まりつつあるので、こちらも併せて理解してもらえるような働きかけも必要である。
- ・ 住民へ広く意識啓発するためには、まず行政の皆様にお手本になっていただくことも必要と思う。男性の育休取得もその一歩だと考える。

【重点的に取り組むこと５】すべての人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
13	配偶者等に対するあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進	・各種研修会への参加 ・家庭児童相談員の配置 ・要保護児童や特定妊婦のいる家庭への個別支援会議 等	福祉課	100.0%	A	
14	配偶者等からの暴力に対する支援・問題に関する相談体制の整備	・各種研修会への参加 ・家庭児童相談員の配置 ・要保護児童や特定妊婦のいる家庭への個別支援会議 等	福祉課	100.0%	A	
15	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた研修の実施・意識啓発	・アンケート調査の実施	総務課	100.0%	A	A
		・市管理職研修会	学校教育課	100.0%	A	
		・男女共同参画研修会の開催 ・広報紙やホームページによる広報・啓発	企画調整課	83.3%	A	
16	青少年の性の尊重	・市養護教諭研修会	保健体育課	66.7%	B	
17	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発	企画調整課	83.3%	A	
18	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発	企画調整課	83.3%	A	
19	広報紙やリーフレット等を活用した啓発の実施	・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発	企画調整課	83.3%	A	
20	啓発用リーフレットの活用	・パープルリボンツリー，DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発	企画調整課	100.0%	A	
21	講演会や研修会	・男女共同参画研修会の開催	企画調整課	100.0%	A	

	等の開催による啓発の実施	・DV対策庁内連絡会議の開催			
22	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	・広報紙やホームページによる広報 ・市内公共施設へのチラシ配布による広報 ・職員掲示板による広報	企画調整課	100.0%	A
23	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）を中心とした広報・啓発	・パープルリボンツリー、DVに関するパネル等の設置 ・リーフレットやDV相談窓口カードの配布による広報・啓発 ・広報紙やホームページによる広報・啓発	企画調整課	83.3%	A
24	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	男女共同参画研修会の開催	企画調整課	100.0%	A
重点的に取り組むこと5・配慮度				90.6%	A

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：14事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	10	0	4
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	8	0	6
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	8	0	6
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	3	0	11
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	4	0	10
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	3	5	6
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシャル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	9	0	5
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	13	1	0
重点的に取り組むこと5・配慮項目	58	6	48
重点的に取り組むこと5・配慮度（58/64）	90.6%		A

③ 主な取組状況

- ・ 職員へのアンケートはメンタルヘルスに関するものであったため、ハラスメントに関する記載が可能であるかの認識が薄かった可能性がある。
- ・ 職員のモラル全般の向上や服務規律の厳正確保、人権同和教育の推進について、管理職（校長・教頭）への指導を行った。学校現場において、男女共同参画社会への意識が欠如した言動やセクシュアルハラスメントなど起こっていないが、継続的に研修を実施していく必要がある。
- ・ 養護教諭研修会では還元研修や、性に関する指導についての事例研修を行ったりして、男女がお互いを尊重し協力する態度を育てるための具体的な指導方法等について理解を深められた。
- ・ 市役所庁舎・市立図書館・市民会館の3か所にパープルリボンツリーを設置し、ツリーのそばにリーフレット等を設置した。また、図書館においては、図書館ボランティアの子どもたちにツリーの設置やDVの概要・相談機関が掲載されたしおりづくりに協力してもらい、子どもも含めた啓発を行うことができた。
- ・ 令和元年度は、県の事業を活用して、市内の20代30代の社会人を対象にデートDV防止セミナーを実施した。今後は中学生や高校生を対象としたデートDV防止に関する研修等も行いたい。
- ・ DV対策庁内連絡会議を6月に開催し、関係課で情報共有や情報交換を行った。

④ 【重点的に取り組むこと5】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は91.9%と高い。

配慮項目別にみると、⑥アンケート等による男女別データの現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

DVやセクシュアルハラスメントなど、性別に起因するあらゆる形態の暴力は、基本的人権を侵害する決して許されない行為であり、その根絶に向けた取組を推進することは男女共同参画社会を形成していく上で喫緊の課題である。本市においても関係課や関係機関と連携し、暴力の根絶に向けた総合的な施策展開に取り組んでいく必要がある。セクシュアルハラスメントに関しての研修会は開催できていないため今後研修会が開催できるように調整していく必要がある。

⑤ 外部評価（懇話会）

- ・ 子どもたちと協力してツリーやしおりを作成することは理解を深めるうえで大切だと思うので、これからも継続してもらいたい。
- ・ DVに関する勉強会を開催してほしい。
- ・ パープルリボンツリーやDV相談窓口カードの配布は、基本的人権を守るための一歩として大切な取組であると思う。

【重点的に取り組むこと6】男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
26	母子保健サービスの充実	・妊娠前：不妊治療助成 ・妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出）、初妊婦講座、妊婦健康診査、プレママ教室 ・産後：新生児聴覚検査、産婦健康診査、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 ・乳幼児期：健康診査（3～4 か月児、6～7 か月児、9～11 か月児、1 歳 7～8 か月児、3 歳児）、歯科健康診査（2 歳児、2 歳 6 か月児）、すくすくお誕生日教室、親子教室（2 歳児、4 歳児）、子育てサロン、予防接種、発達相談	健康課	33.3%	C
27	健康づくりの推進	・がん検診等：胃がん検診、腹部超音波検診、大腸がん検診、肺がん検診、肝炎ウイルス検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、特定健診、長寿健診、歯周疾患健診 ・保健指導：特定保健指導、ハイリスク者運動教室、糖尿病性腎症重症化予防事業 ・集団健康教育：特定健診結果報告会、成人講座、高齢者学級 ・家庭訪問：家庭訪問（精神・障害・生活習慣病・その他） ・健康相談：総合健康相談、成人歯科ブラッシング相談、定例健康相談 ・地域自殺対策強化：こころの相談会、ゲートキーパー養成研修会 ・健康づくり推進：ツキイチクッキング、市民健康教室、健康酒場事業、ヨガ体験事業 ・介護予防普及啓発：筋トレサロン、脳はつらつ塾、男性料理教室、高齢者栄養教室 ・地区組織活動：保健推進員活動事業、食生活改善推進員活動事業、健康指導員活動事業	健康課	33.3%	C
28	生涯スポーツの充実	枕崎きばらん海クラブ	保健体育課	71.4%	B
重点的に取り組むこと6・配慮度				53.8%	B

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	1	0	2
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	1	0	2
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	0	3	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	3
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	1	0	2
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	1	2
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	3	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	1	2	0
重点的に取り組むこと6・配慮項目	7	6	11
重点的に取り組むこと6・配慮度（7/13）	53.8%		B

③ 主な取組状況

- ・ 主に母親とその子どもを中心に支援を行っているが、父親が子育てに参加する知識を得て、育児への主体的参加ができるよう、初妊婦講座や乳幼児健康診査への参加を呼び掛けていく必要がある。
- ・ 男女の生活習慣や意識、就労、生活環境の違いも踏まえ、生活習慣病の予防・改善やメンタルヘルスケアの普及啓発、相談体制の充実を図っているが、多くの男性は予防や改善への意識・意欲が低いとため、事業参加者や相談者が少ない状況である。
- ・ 枕崎きばらん海クラブ（会員数241名）では多種多様なスポーツを12教室開講し、子どもから大人まで幅広い年代の方が交流し、スポーツに親しんだ。今後は、会員に対してどんな教室を開いてほしいかアンケートをとるなど、より一層市民のニーズに答えていきたい。

④ 【重点的に取り組むこと6】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は 53.8%となっており他の重点的に取り組むことと比べると配慮度が低くなっている。今後、事業を企画・実施する際には、様々な立場に立った男女共同参画の視点に配慮して行っていく必要がある。

配慮項目別に見ていくと③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、⑥アンケート等による男女別データによる現状把握、⑧男女共同参画に関する事業・研修会への参加について、取組の強化を要する事業がある。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念の浸透を図り、多様なライフスタイル・ライフサイクルに対応する男女共同参画の視点に立って、誰もがその生涯を通じて心身の健康について適切な知識・情報を入手し、身体的・精神的・社会的に良好な状態を保てるよう心身の健康に関する支援を行っていく必要がある。また、男性とは異なる心身の健康上の問題に女性は直面することなどに配慮した総合的な対策の推進に取り組んでいく必要がある。

⑤ 外部評価（懇話会）

- ・ 母子としてしまうと父親の参加が難しいように思う。男性も手に取りやすいリーフレット等があるのであれば利用してもらいたい。
- ・ 担当課である健康課としては、対象事業の実施で手一杯の状況下と考えられる。事業の企画・実施にあたり、健康課と企画調整課が話し合い、協議する中で改善できる可能性について検討する機会を設けて前進させてほしい。このままではNo.26, 27は評価Cのままになってしまう。
- ・ いろいろ事業を展開しているが、皆の認知度が低いのではないか。
- ・ 生涯を通じた心身の健康は住民の誰もが関心の高い内容であると思うが、なぜ配慮度が低いのか疑問である。

【重点的に取り組むこと 7】性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
2	高齢者ボランティアの育成	・在宅福祉アドバイザー	地域包括ケア推進課	62.5%	B	
29	男女の生活自立と家庭責任を共有するための支援	・まくらざき家庭教育手帳の作成と配布、活用促進	生涯学習課	100%	A	
30	子育て環境の整備	・教育認定，保育認定/延長保育事業/一時預かり事業/障害児保育事業 ・病児後保育事業（体調不良対応型 ・病児対応型） ・放課後児童クラブ（学保育）	福祉課	71.4%	A	B
		・妊娠前：不妊治療助成 ・妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出），初妊婦講座，妊婦健康診査，プレママ教室 ・産後：新生児聴覚検査，産後ケア事業，乳児家庭全戸訪問事業，養育支援訪問事業 ・乳幼児期：健康診査（3～4 か月児，6～7 か月児，9～11 か月児，1 歳 7～8 か月児，3 歳児），歯科健康診査（2 歳児，2 歳 6 か月児），すくすくお誕生日教室，親子教室（2 歳児，4 歳児），子育てサロン，予防接種，発達相談	健康課	33.3%	C	
31	子育て支援サービスの充実	・地域子育て支援センター事業 ・子育て援助活動支援事業 ・子育て短期支援事業 ・要保護児童対策支援会議	福祉課	71.4%	A	B
		・妊娠前：不妊治療助成 ・妊娠期：母子健康手帳交付（妊娠届出），初妊婦講座，妊婦健康診査，プレママ教室 ・産後：新生児聴覚検査，産婦健康診査，産後ケア事業，乳児家庭全戸訪問事業，養育支援訪問事業 ・乳幼児期：健康診査（3～4 か月児，6～7 か月児，9～11 か月児，1 歳 7～8 か月児，3 歳児），歯科健康診査（2 歳児，2 歳 6 か月児），すくすくお誕生日教室，親子教室（2 歳児，4 歳児），子育てサロン，予防接種，発達相談	健康課	33.3%	C	

		・「すくすく子育て講座」の実施	生涯学習課	85.7%	A	
32	高齢者への生きがいづくりの支援	・シルバー人材センターの充実	福祉課	75.0%	A	A
		・高齢者学級の実施	生涯学習課	85.7%	A	
33	介護保険サービスの充実	・介護関連施設の整備の充実	福祉課	75.0%	A	
重点的に取り組むこと 7・配慮度				73.7%	B	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：10 事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	8	0	2
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	8	0	2
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	8	2	0
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	1	5	4
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	4	0	6
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	3	7
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	8	0	2
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	5	5	0
重点的に取り組むこと 7・配慮項目	42	15	23
重点的に取り組むこと 7・配慮度（42/57）	73.7%		B

③ 主な取組状況

- ・ 家庭教育手帳は、家族の在り方や親の役割について取り上げた。学校ではPTA総会や家庭教育学級、学校だより等で取り上げて、保護者の意識化を図った。活用後の意見や要望等を把握し、内容を充実させ、深い学びとなるように工夫している。
- ・ 全国的に共働き世帯が増加傾向にあり、男女問わず就労の機会が増えてきている状況下で、両親が就労している時間帯に子どもが保育を受けられる環境の整備を行った。
- ・ 子育て支援に関して、主に母親とその子どもを中心に支援を行っているが、父親が子育てに関する知識を得て、育児協力ができるよう、初妊婦講座や乳幼児健康診査への参加を呼びかけていく必要がある。
- ・ 子育て「すくすく講座」は、検診日に同時に実施することで、保護者が参加しやすいように留意した。父親の育児参加についても話を行った。講義後に不安や疑問について質問を受けることで、保護者の具体的な不安の解消につながっている。同じ年の子どもを持つ親の交流の場ともなるように運営の工夫を行う。
- ・ シルバー人材センターの受託事業については、件数、契約金額とも前年度を下回った。労働者派遣事業は、サポート事業の活用により就業延人員等は前年度を上回り契約金額も増加している。課題は入会者の伸び悩みと退会者増加による会員の減少であり、このことが受託事業の減少の要因となっている。
- ・ 高齢者学級の受講生が、市の人権問題啓発研修に、より多く参加するよう工夫を行っていきたい。また、合同学習会では多くの高齢者が参加するので、生きがいづくりや老後の糧となるような内容を行っている。
- ・ 介護関連施設の整備の充実については、別府中学校区はまだ事業開始に至っていない。また、第7期計画において、市内全体で更に1か所整備することとしており、今後も地域における生活支援体制を整備していく必要がある。
- ・ 在宅福祉アドバイザーとしての訪問活動等の際に、個人としての尊厳が重んじられるよう配慮し、活動を行っていただくように研修会で説明を行っている。

④ 【重点的に取り組むこと7】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は73.7%となっている。

配慮項目別にみると、④研修テーマ、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況について、取組の強化を要する事業がある。

少子高齢化の進行や価値観の変化に伴い、家族形態や生活形態の多様化が進んでいる。一人ひとりの生活形態・生活状況の違いによる子育て支援や介護生活支援に係る多様なニーズへの対応を図っていく必要がある。

⑤ 外部評価（懇話会）

- ・ 重点6と同じく、健康課の対象事業をどのように改善していくか、なかなか難しいと思う。企画調整課としてのアイデア等も出して前に進めるようにしてはどうか。
- ・ 施設が不足していると感じる。
- ・ 少子高齢化の時代だからこそ、多様性を重視した環境の整備に取り組んで、できることから進めてほしい。

【重点的に取り組むこと 8】仕事と生活の調和を図るための環境の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
25	介護休暇制度の推進	・厚生労働省や労働局が作成するリーフレットによる広報・啓発	水産商工課	80.0%	A	
34	男女の均等な機会と待遇を確保する就労環境の整備	・厚生労働省や労働局が作成するリーフレットによる広報・啓発 ・新規雇用創出就労環境改善事業	水産商工課	80.0%	A	
35	育児休暇制度の推進	・厚生労働省や労働局が作成するリーフレットによる広報・啓発	水産商工課	80.0%	A	
36	農林水産・商工業・自営業における男女共同参画の視点に立った環境整備	・家族経営協定の締結	農業委員会	66.7%	B	B
		・桜馬場地区農産物生産出荷協議会活動	農政課	66.7%	B	
重点的に取り組むこと 8・配慮度				76.2%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：5 事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	5	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	4	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	3	0	2
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	5
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	0	0	5
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	0	5
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	4	0	1
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	0	5	0

重点的に取り組むこと 8・配慮項目	16	5	19
重点的に取り組むこと 8・配慮度 (16/21)	76.2%		A

③ 主な取組状況

- ・ 就労環境の整備、介護・育児休業制度について、厚生労働省や労働局が作成するリーフレット等を活用し、市民ホールや水産センターに常備し啓発を行った。今後、男女雇用機会均等法の周知徹底や女性の労働環境の整備に関する意識啓発に努める。また、各職場で育児休業が取得しやすい環境を作るため広報紙による意識啓発や、各職場で介護休暇を取得しやすい環境をつくるために事業主や事業所を対象にした意識改革のための広報に努める。
- ・ 市内事業者へ新規雇用創出就労環境改善事業の周知を図り、積極的に就労環境の改善・向上に取り組んでいく。
- ・ 家族経営協定は女性の農業従事者の経済的地位向上、健康確保のための役割は大きい。令和元年度は農業者年金加入時に国の政策支援を受けられる特典もあることから、1家族が家族経営協定を締結した。農業経営に家族の能力を活かしたパートナーシップ経営の確立のために、農業委員会だより等を利用して積極的に周知していく。
- ・ 令和元年度は桜馬場地区農産物生産出荷協議会の女性会員にも先進地研修視察への参加を呼びかけ、10名の参加があった。今後も、女性会員へ先進地研修視察への参加を呼びかけ、会員の資質向上を目指す。また、農産物の生産技術、経営能力が向上するように、男女問わず会員同士のコミュニケーションを図り、情報交換の場である会の行事や先進地研修視察に参加しやすい環境を作る必要がある。農業を通して会員の生きがいがいづくりも推進する。

④ 【重点的に取り組むこと 8】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は76.2%となっている。

配慮項目別にみると、⑧事業担当者の男女共同参画に関する研修参加状況について、取組の強化を要する事業がある。

少子高齢化の進展、人口減少、経済のグローバル化など社会経済環境の変化の中で、職場優先の考えや長時間労働、男性中心型労働の慣行は男女双方の働き方・暮らし方に様々な影響を及ぼす。また、女性の活躍を阻害する要因にもなっている。

就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に、自己実現につながるものであり、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から重要であるとともに、ダイバーシティの推進による社会・経済の活性化という点からも要請される。男女が共に働きやすい環境づくりにより、仕事と生活の調和を図っていく必要がある。家族経営はこれからも継続していき、各家族に合った営農形態を構築していきたい。

⑤ 外部評価（懇話会）

- ・ 地域、行事の内容によって差がある。
- ・ 家族経営協定について興味深い。農業経営に家族の能力を活かしたパートナーシップ経営の確立とはすばらしい。

【重点的に取り組むこと 9】政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
37	各種審議会への女性委員の積極的登用	・審議会・協議会等委員の名簿作成	企画調整課	100%	A
重点的に取り組むこと 9・配慮度				100%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
38	女性の提言機会の提供	該当事業なし	企画調整課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：1事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	0	0	1
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	0	0	1
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	0	0	1
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	0	1
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	0	0	1
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	1	0	0
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	1	0	0
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	1	0	0
重点的に取り組むこと 9・配慮項目	3	0	5
重点的に取り組むこと 9・配慮度（3/3）	100%		A

④ 主な取組状況

- ・ 審議会・協議会等の女性委員の比率及び比率の年次変化については、過去5年間に於いて18～20%となっており、令和元年度も20%を超えたものの、目標として掲げている女性委員比率30%の達成は厳しい状況である。充て職などの委員がある審議会・協議会等もあるが、今後も各課等が所管する審議会・協議会等において女性委員の登用の積極的な推進を継続して依頼していく。

⑤ 【重点的に取り組むこと9】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は100%となっている。

しかし、審議会・協議会等の女性委員比率30%という目標に対して令和元年度も20%となっており、依然として取組の強化が必要である。

また、「女性の提言機会の提供」は該当事業なしとなっており、具体的な働きかけができていない状況である。次期計画に向けて実施する事業内容を見直す必要がある。

多様化する地域課題の解決に向けて、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に女性のみならず、様々な立場や考え方を持つ当事者や地域の声を反映していくことが必要であり、そのような場における男女共同参画を進めることが重要である。

国においても「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」という目標を掲げており、家庭・地域・職場などあらゆる分野において意思決定の過程に多様な立場の人が参画する機会の拡大に向けた環境整備を進めていくことが必要である。

⑥ 外部評価（懇話会）

- ・ 地方創生総合戦略審議会においても女性委員の比率は12%ほどと、30%には程遠い現状は、何とかできないものかと思う。

【重点的に取り組むこと 10】地域生活の実態に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度		
39	生涯学習における住民自治意識の啓発	・生涯学習フェスティバルの開催	生涯学習課	85.7%	A	
40	地域活動への若年層の参加の意識啓発	・生涯学習フェスティバルの開催	生涯学習課	85.7%	A	
41	女性の視点から見る防災・災害復興に関する取組の推進	・令和元年度枕崎市総合防災訓練	総務課	66.7%	B	B
		・市総合防災訓練（まくらざきハーモニーネットワーク委員会が炊き出し訓練の指導補助として参加）	企画調整課	—	—	
				対象事業の主体は総務課のため、企画調整課による評価はできない。		
重点的に取り組むこと 10・配慮度				80.0%	A	

② 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：3事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	3	0	0
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	3	0	0
③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	2	0	1
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	0	3	0
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	3	0	0
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	0	3
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	3	0	0

⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	2	1	0
重点的に取り組むこと 10・配慮項目	16	4	4
重点的に取り組むこと 10・配慮度 (16/20)	80.0%		A

③ 主な取組状況

- 生涯学習フェスティバルは中止となったが、青少年健全育成功労者、優良社会教育関係功労者の表彰では地域で功績のあった個人や団体に対し表彰状を贈呈した。講演会については自治公民館の活性化につながる内容を予定していた。

若年層の参加については、総合司会を市内の高校生が務め、意見・体験発表は県青少年国際協力体験事業参加者（高校生2名）及び、枕崎市・稚内市青少年交流派遣事業参加者（中学生4名、高校生2名）が行う予定であった。また、各種体験コーナーや子ども会活動の発表も行われるため、子どもからお年寄りまで年齢に関係なく参加できる内容となっていた。

- 市総合防災訓練は中止となったが、準備段階において事業担当者に男性が多いことを踏まえ、女性の意見を聞きながら事業内容の検討・準備を進めることができた。今後も、老若男女の多様なニーズに対応できる防災事業に努める。

④ 【重点的に取り組むこと 10】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は80.0%と高い。

配慮項目別にみると、④研修テーマについて、取組の強化を要する事業がある。

人々の暮らしの基盤となる地域生活では、行政サービスのみでは対応が難しい多様で複雑な生活上の困難を抱える人が増えている状況があり、住民による自助・共助の力が求められている。しかし、地域社会の多様化・人口減少など急速な社会の変化を背景に、人々の帰属意識や連帯意識は希薄化する傾向にあり、持続可能な地域活力の醸成が難しくなっている。また、地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣習・慣行が方針決定の場での女性・若年層など多様な人の参画を阻む要因となっていることが考えられる。

このような地域社会を取り巻く状況に対応していくため、一人ひとりに最も身近な暮らしの場である地域で「一人ひとりの人権の尊重」を基盤とする男女共同参画の推進を通して、人々の「人権意識の醸成」、「自治意識の向上」を培い、性別・世代・障害の有無などにかかわらず、誰もが自治の担い手として「出番と居場所」のあるコミュニティづくりへの要請が高まっており、新たな取組を行っていく必要がある。

⑤ 外部評価（懇話会）

- 少子高齢化による参加者が減少していると感じる。
- 性別・世代・障害の有無などにかかわらず、住民誰もが自治の担い手として「出番と居場所」のあるコミュニティづくりを目指していただきたい。

【重点的に取り組むこと 11】男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

① 事業ごとの評価一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
42	国・県・近隣自治体・関係機関との連携	・かごしま男女共同参画自治体研究会 ・広報紙やホームページによる広報	企画調整課	100%	A
43	男女共同参画推進懇話会の機能発揮	・枕崎市男女共同参画推進懇話会の開催	企画調整課	75.0%	A
45	男女共同参画推進担当課の機能発揮	・男女共同参画研修会（職員研修）の開催 ・第2次男女共同参画プランの進行管理(実施事業No.47) ・枕崎市男女共同参画推進懇話会の開催(実施事業No.43) ・枕崎市男女共同参画推進委員会の開催(実施事業No.44)	企画調整課	75.0%	A
47	「男女共同参画プラン」の進行管理	・第2次枕崎市男女共同参画プランの進捗状況調査	企画調整課	100%	A
48	情報収集・提供	・男女共同参画に関する市民意識調査 ・広報紙やホームページによる広報	企画調整課	100%	A
49	施策策定等に当たっての配慮	・男女共同参画研修会の開催	企画調整課	100%	A
重点的に取り組むこと 11・配慮度				81.8%	A

② 未実施事業の一覧

No	実施事業	対象事業名	担当課	配慮度	
44	男女共同参画推進委員会の機能発揮	・枕崎市男女共同参画推進委員会の開催	企画調整課	未実施	
46	県地域推進員との連携	・該当事業なし	企画調整課	—	—

③ 配慮項目ごとの評価割合（評価対象事業：6事業）

配慮項目	○	×	—
①事業の企画にあたって、その内容に、性別による固定観念が反映されないよう注意を払った。	2	0	4
②事業の対象者を、「多様性」の理解に影響を及ぼす画一的な家族像や、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行にとらわれることなく、家族形態・生活形態の多様化を踏まえて想定した。	2	0	4

③事業実施にあたって、性別及び男女のニーズ・年代・国籍・障害の特性・家族形態や生活形態等の違いにより、参加機会の偏りや受益の機会の不平等がないよう、情報提供・日時・託児・手話通訳等の対応などの実施環境に配慮した。	0	2	4
④教育・学習・人材育成に関わる事業（研修等）において、男女共同参画を直接的にテーマとする内容で実施した。	2	0	4
⑤教育・学習・人材育成等に関わる事業（研修等）の内容が、固定的な性別役割分担意識等の性別に基づく偏見を助長することのないよう注意を払った。	2	0	4
⑥実施に至る過程において、または事業終了時において、対象者や参加者の男女別データによる現状把握（アンケート）等を行った。	0	2	4
⑦事業を紹介する資料や広報紙・ホームページの掲載記事を作成するときに、性別による固定観念に基づく男女の優劣関係の規範や固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか、また、性別に起因する人権問題（DV、セクシュアル・ハラスメント、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど）、男女の人権の尊重に抵触していないか、その表現についての注意を払った。	4	0	2
⑧対象年度において、事業の担当者が市、県、関係機関等が実施する男女共同参画について、または関連する事業・研修等に参加した。	6	0	0
重点的に取り組むこと 11・配慮項目	18	4	26
重点的に取り組むこと 11・配慮度（18/22）	81.8%		A

④ 主な取組状況

- ・ 県内有志の市町により立ち上げられた「かごしま男女共同参画自治体研究会」において、今後も情報交換や情報共有を行うことで、男女共同参画が推進されるよう取組を進めていきたい。また、講演会等の情報についても広く周知するため、今後も県や他市と連携し、情報発信を行っていく。
- ・ 平成 30 年度の事業報告を懇話会に評価してもらい、今後の取組についてアドバイスをもらうことができた。また、懇話会から地域における男女共同参画の理解を深めるための研修会が必要ではないかとの意見が出たので、必要に応じて研修会の実施を検討したい。
- ・ 副市長を委員長とし、関係課長で構成される「枕崎市男女共同参画推進委員会」は、第 2 次枕崎市男女共同参画プランを策定した平成 23 年度を最後に開催されていない。平成 24 年度以降については、会議は開催せず、プランの進捗状況を取りまとめたものを回覧し、関係課長、副市長の決裁を会議開催に代えている。しかし、市役所全体の男女共同参画意識を高めるためにも、毎年、会議を開催し、プランの進捗状況を報告することが必要と考えている。
- ・ 県が委嘱する県男女共同参画地域推進員は本市で令和元年度 1 名のみで、推進員と連携した事業の実施は難しいところである。推進員への委嘱には、県基礎講座受講が委嘱要件となっているため、受講者に旅費を支給することで受講しやすい環境を整備しており、今後も継続して人材の養成を図っていく。

⑤ 【重点的に取り組むこと 11】の進捗状況

事業の企画・実施にあたっての配慮度は 81.8%と高い。

配慮項目別にみると、③事業実施にあたっての情報提供や実施環境への配慮、⑥アンケート等による男女別データの現状把握について、取組の強化を要する事業がある。

市が実施する施策について、その施策が男女共同参画社会の形成の促進に直接関係しないものであっても、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすものがあることも視野に入れた上で、男女共同参画の視点に立ち全庁的に施策の見直しを進めていく必要がある。

また、今後新たな男女共同参画プランの策定を予定しているなど、ますます男女共同参画についての理解が求められるため、より専門的な研修会を開催していきたい。

⑥ 外部評価（懇話会）

- ・ 県内有志の市町で「かごしま男女共同参画自治体研究会」を開催し、連携していることはすばらしいと思う。今後も研究会を定期的に開催し、行政間の連携を図っていただきたい。

5. 参考資料

(1) 枕崎市男女共同参画推進委員会設置規程

平成 11 年 3 月 31 日訓令第 7 号

〔注〕平成 17 年 3 月から改正経過を注記した。

改正

平成 13 年 3 月 30 日訓令第 1 号

平成 14 年 11 月 18 日訓令第 4 号

平成 17 年 3 月 31 日訓令第 1 号

平成 18 年 3 月 31 日訓令第 16 号

平成 19 年 3 月 31 日訓令第 3 号

平成 21 年 3 月 31 日訓令第 2 号

平成 22 年 3 月 31 日訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、枕崎市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 枕崎市男女共同参画プランの総合的な推進に関すること。
- (2) 関係課等の男女共同参画の推進に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) 枕崎市男女共同参画推進懇話会からの提言に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務等)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 11 月 18 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 14 年 11 月 18 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日訓令第 16 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 31 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

総務課長

企画調整課長

財政課長

市民生活課長

健康課長

福祉課長

農政課長

水産商工課長

教育委員会学校教育課長

教育委員会生涯学習課長

(2) 枕崎市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成 11 年 3 月 31 日告示第 20 号

改正

平成 17 年 3 月 31 日告示第 9 号

平成 18 年 3 月 31 日告示第 23 号

平成 21 年 3 月 31 日告示第 25 号

(設置)

第 1 条 本市における女性問題の現状を把握し、男女共同参画に関する施策の企画及び推進に資するため、枕崎市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、男女共同参画を推進するために必要な事項を調査審議し、市長に提言を行う。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 15 名以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市内各団体及び事業所の代表者

(3) 一般公募による者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任期開始後最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 特に専門的に調査研究する必要があると認めるときは、懇話会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員の中から会長の指名する者をもって組織する。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 枕崎市女性の広場推進会議設置要綱（平成 9 年枕崎市告示第 38 号）は、廃止する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日告示第 9 号）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日告示第 23 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日告示第 25 号）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。